

継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例 ～第二種計画の認定申請のご案内～

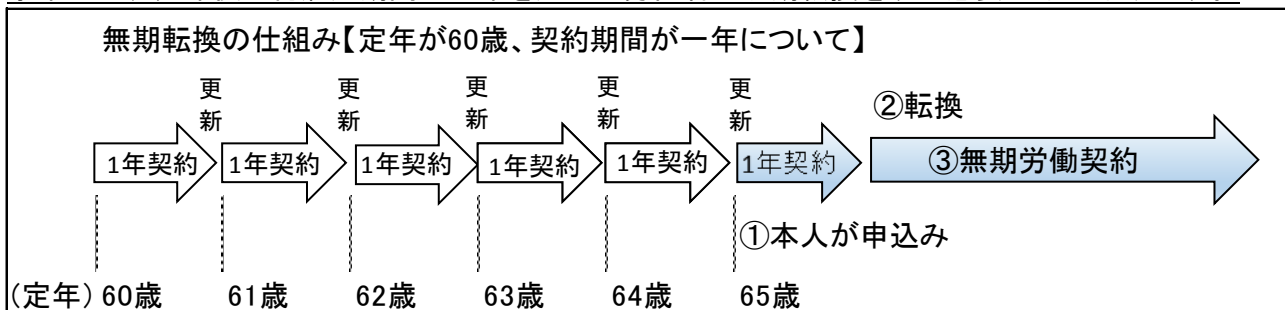
『定年後の再雇用者に無期化を申し込まれたら、永遠に雇用することになるの???』

『噂には聞くけど、よく分からなくて不安……。何をすればいいのか……。』

【第二種計画の認定申請とは】

労働契約法改正により、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されており、同一の事業主との有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新された労働者から申込みがされると、事業主は無期労働契約への転換をする必要があります。

つまり定年後に継続雇用した労働者に上記が適用された場合、無期限の雇用をすることになります。ただし、有期雇用特別措置法により、定年後の継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例が定められており、「第二種計画認定申請書」を作成の上、都道府県労働局に提出し認定を受けた事業主は、定年後に再雇用期間が5年を超える労働者の無期転換をする必要がなくなります。



【吉池労務管理事務所に手続きを依頼するメリット】

1. 改正された高年齢者雇用安定法と労働契約法から、発生しうるリスクと対策についてご説明します。
2. 面倒な申請書類等の作成の手間と提出時間を、低価格にて削減することができます。
3. 無期転換対応は勿論のこと、現状の就業規則に潜む問題点について、無料でアドバイスします。

【認定申請までの流れ】

- STEP1 貴社の現状等についてヒアリングした上で、必要資料のお預かりをさせていただきます。
- STEP2 吉池労務管理事務所にて、申請書と添付書類の作成を行ない、手続きを代行します。
- STEP3 労働局より認定決定通知書が貴社へ直接送付されます。期間は約一ヶ月程度です。

【手続料】 10,000円（税別）

【お問合せ】 一般財団法人埼玉県総合労働福祉協会（併設）吉池労務管理事務所

（TEL）048-885-2816 （HP） <http://www.yoshiike-office.com>

【お申込み】 FAX 又は メールにてお願い致します

（FAX）048-885-2112 （メール） yoshiike@titan.ocn.ne.jp

申込書

（切り取らずにこのまま FAX して下さい）

【貴社名】	【所在地】	【TEL】
		【FAX】
【60歳以上の従業員数】	【ご担当者様 氏名】	（役職）